

## 大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般乗用旅客自動車運送事業者等がユニバーサルデザインタクシーを導入するのに要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって安全で安心な地域交通の環境整備の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第26条第2項に規定する個人タクシー事業者を除く。）であつて、道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に掲げる営業区域（次号において「営業区域」という。）の区域に大津市を含むものをいう。
- (2) ユニバーサルデザインタクシー 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の認定を受けたものとして、当該乗用車（大津市の営業区域に供するものに限る。）に係る自動車検査証において認定ユニバーサルデザインタクシーである旨が明らかにされているものをいう。
- (3) リース事業者 一般乗用旅客自動車運送事業者にユニバーサルデザインタクシーを有償で貸与する者をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、ユニバーサルデザインタクシーを導入しようとする一般乗用旅客自動車運送事業者又はリース事業者とする。ただし、当該導入を行うに当たり本市の他の補助金の交付を受けている者を除く。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ユニバーサルデザインタクシー（中古自動車の場合にあつては、総走行距離が100,000キロメートル以下のものに限る。）の購入（ユニバーサルデザインタクシーに該当しない車両をユニバーサルデザインタクシーに該当する車両に変更するための改造を含む。以下この項において同じ。）に要する経費のうち、車両本体及び車載器類の購入に要する費用（仕入税額控除の対象となる消費税相当額を除く。）とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を6で除して得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1台当たり300,000円を上限とする。

### (交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 所要額調書（様式第3号）
- (3) 補助事業に係る収支予算書抄本（様式第4号）
- (4) 見積書の写し
- (5) リース事業者の場合にあつては、当該リース契約書等及びリース料金の貸与料金算定根拠明細書

(6) その他市長が必要と認めるもの  
(交付通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第6号)により行うものとする。  
(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)又は大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により行うものとする。  
(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業変更承認申請書(様式第9号)又は大津市人にやさしいタクシー導入促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)とする。  
(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業変更承認決定通知書(様式第11号)若しくは大津市人にやさしいタクシー導入促進事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第12号)又は大津市人にやさしいタクシー導入促進事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第13号)若しくは大津市人にやさしいタクシー導入促進事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第14号)により行うものとする。  
(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業実績報告書(様式第15号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所要額調書
- (2) 補助事業に係る収支決算書抄本(様式第16号)
- (3) 事業報告書(様式第17号)
- (4) 請求書及び領収書の写し(明細を記したものを含む。)
- (5) 自動車検査証の写し

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金確定通知書(様式第18号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金交付請求書(様式第19号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第20号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金返還通知書(様式第21号)により行うものとする。

(帳簿の保存等)

第16条 補助対象者は、補助対象経費に係る補助金についての収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、次に掲げる書類を規則第15条の規定による通知を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- (1) 前項に規定する帳簿及びその内容を証する書類

(2) 補助対象経費に係る車両（以下「対象車両」という。）に関する書類

3 補助対象者は、市長から前項各号に掲げる書類又は対象車両の利用状況に係る報告の求めがあったときは、これを報告しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第17条 補助対象者は、対象車両について、市長の承認を受けないでその用途に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、当該対象車両に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に規定する耐用年数を経過したときは、この限りでない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。